



発行 東京都

目次

32

規則

- 住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの一部を改正する規則………（総務局行政部振興企画課）…
- 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則………（総務局行政部市町村課）…
- 規則（教）
- 東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則………二

規則

住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

東京都規則第四十一号

住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステム

テムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例施行規則（平成十九年東京都規則第二百号）の一部を次のように改正する。
第五条の次に次の一条を加える。

第六条 条例別表第二の二の項の規則で定める事務は、次に掲げる者（当該者が法人である場合は、当該法人（当該法人が合併した場合には合併後存続する法人又は合併により設立した法人を、当該法人が分割した場合には放置違反金に係る債務を承継した法人又は当該債務を承継して設立した法人を含む。）の役員又は清算人）の生存の事実、生年月日、性別又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

- 一 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第五十一条の四第四項の規定による放置違反金の納付命令を受けるべき者
 - 二 道路交通法第五十一条の四第六項の規定による弁明の機会を与えられるべき者
 - 三 道路交通法第五十一条の四第十三項の規定による督促を受けるべき者
 - 四 道路交通法第五十一条の四第十四項の規定による放置違反金並びに同条第十三項後段の延滞金及び手数料の徴収を受けるべき者
- 附則
この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

東京都規則第四十二号

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則（平成十二年東京都規則第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表十二の項中「二十八の項ヲ」を「二十八の項ホ」に改める。

附則
この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

規則(教)

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三号

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立学校設置条例施行規則(昭和三十九年東京都教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表三の項中

同	羽村特別支援学校	知的障害	小学部	普通科	を
同	王子第二特別支援学校	知的障害	小学部 中学部 高等部	普通科	
同	羽村特別支援学校	知的障害	小学部 中学部 高等部	普通科	に

改める。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七號
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

